

第二十四回国会  
商工委員会議録

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠

公韶君 理事鹿野

理事小平 久雄君 理事榎本

理事長谷川四郎君

理事永井勝次郎君

理事宇田 大助君

理事宇田 耕一君

理事菅野和太郎君

理事篠田 弘作君

理事鈴木周次郎君

理事田中 龍夫君

理事野田 武夫君

理事山本 勝市君

理事佐竹 新市君

理事田中 武夫君

理事帆足 計君

理事田中 角榮君

理事中村庸一郎君

理事南 好雄君

理事佐々木良作君

理事多賀谷眞穂君

理事田中 利勝君

理事松尾トシ子君

理事坂根 菲夫君

出席政府委員

総理府事務官

公正取引委員会事務局

監理部長

総理府事務官

経済企画庁

計画部長

通商産業

政務次官

大臣官房長

通商産業事務官

通商産業事務官

公益事業局長

通商産業事務官

○神田委員長 これより会議を開き

ます。

電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありま

すから順次これを許します。田中利勝君。

○田中(利)委員長 下流増の問題について長い間十分審議されてきました、そ

の審議の過程に疑問の点があるのでそ

の点明めかにしていただきたいと思う

のであります。御承知の通り下流増のこの問題について、たとえば問題

の一番多い東北地方において、特に東

北の一般住民との利害関係の深い東北

電力、こういう問題が大きな一つの政

治問題として今日起つてはいることは事

実であります。従つて政府の提案され

ておる下流増の問題が、このまま委員

外の出席者

委員外の出席者

○神田委員長 次は中崎敏君。

○中崎委員 下流増の問題に関連いた

しましてお尋ねしたいと思うのでござ

いますが、現在政府の方で下流増とし

て出でくると予定される区域並びにそ

の下流増の数字を一つ示してもらいた

いと思う。現在並びに今後予定し得る

討いたしておるわけでございます。

○中崎委員 たとえば今クローブ・

アップされている只見川水系のものと、

それからこれとウエートが同程度であ

るかどうかわかりませんが、庄川水

系、この程度について一つ数字を示し

て御説明を願いたいと思います。

○川上政府委員 たとえば田子倉につ

いては、キロワット・アワーで申

し上げますと、下流増が一億八千七

万キロワット・アワー、それから庄川

系の御母衣につきましては二億八千二

百九十万キロワット・アワーというよ

うな下流増が出ることになつております。現在の設計を上方でいたしま

すとそういう下流増が出ることに一

応なつております。

○中崎委員 それではもう少しつづ込

ておる話があるということを聞いてお

ります。ありますからその点もう一回

はつきり答弁して下さい。

○川上政府委員 将来下流増を払うと

いうことになります。そのため東

北地方におきまして特別に料金を上げ

るというようなことがあるかどうかと

は、これはいろいろ計算の仕方もある

ります。東北だけの問題ではありません

で、全国的な問題でありますので、さ

くいうふうに考えておるわけであります。し

かしたとえば東北というような特別な

地域におきましてどうしても電気料金

が高くなつてはその地方の産業が伸び

ないというような非常に特殊なケース

があります。そこで、国としてどうしてもそ

の地方の電気料金は安くしなければな

らぬというような場合におきまして

は、私は電気料金の問題として将来調

整をしなければならないだろうという

ふうに考えております。

○佐々木(良)委員 関連。今の田中委員の質問は、一般にこの問題が直ちに電

気料金に關係するがごとくに地方に流

布されておる向きが多い、従つて例を

東北電力にとつた場合に、本来ならば

これだけ金がふえてくるのだから、

従つて上げなくていいのだけれど

も、これがふえなくなると、つまり下

流増を支払わなければならぬよう

に、電気料金を上げなければならぬ

ないだろうという話が出ておるが、そ

れが直接そういう関係にないものと思

うがどうか。そういう質問ですから、

下流増の問題と電気料金の値上げとい

う問題が地域的に結びついて流布され

んでお尋ねいたしましたが、たとえば田子倉、御母衣、ここにおいて発生すると見込まれる下流増がそれぞれ一億八千万キロ、二億八千キロといふことに思われる利益、これをかりに金額に直して、たとえばこれについてはさらに受け入れ態勢のためにある程度の必要な施設等の行われるものもあり得ると思うのですが、そういうものも一応計算の中に入れて、その概算がざつとのくらいになる見通しであるか、これを示し願いたいと思ひます。

○川上政府委員 これは計算のやり方によりまして非常に大きくもとれますが、たとえば田子倉について申し上げますと、送電端でそれを計算することにいたしますと、おそらく年に十億以上の利益が上ってくるのではないかと考えます。しかし送電端でとりますと、それよりもある程度少くなると思うのです。六億か七億というようなことに計算してそういうような数字が出るのではないかというふうに考えておりません。もちろんこれは下の方の発電所のいろいろな施設等も差し引いてはならないかというふうに考えておりません。もちろんこれは下の方の発電所、それによっていろいろ違いますので私どもの方いたしましては、それは全国的に幾ら出るというようなものはまだ作っておりませんけれども、今たとえて申し上げますれば、その程度のものが年額として增加利益となつて現われてくるのではないだろうかといふふうに考えております。

○中崎委員 将来この法律案が法律と

なって、業者間における具体的な話しがはどういうようにするかというようないことは、これは私の考えですが、送電端よりも発電端によって負担金を決定する際における一つの基準となるものは、それは、その額度といふものは毎年生まれてくるであろう下流増による発電端を最高限度として、その範囲内においては、それが適正な金額である限りにおいてはすべきだと思うのですが、この点いかがですか。

○川上政府委員

その基準につきまし

ては、私どもの方でもかつていろいろ検討したことがある程度ですが、ただこの法律によりまして、この工事の負担といふこと、それから工事の費用を限度とするということになつておるわけですが、たゞこの法律によりまして、この工事の負担といふこと、それから工事の費用を限度とするということになつておるわけでもございまして、実際問題といたしましては、利益の額を限度とする

○川上政府委員

先生のおっしゃる通りもとづいて出るのはむしろ発電端でとった方がよくはないかというふうにも考えられますし、一応私の方としてかつて研究した過程におきましては発電端を基準としてとつた方がよくはないかといふふうに考えていたのでございま

す。それで、この法律によりましては別にそういうようなこともありませんが、私は全然ならないというように考えております。

○中崎委員

将来、いずれにしてもその電気料金を上げるということには、ただ少く払いたいという考え方もあります。

○中崎委員

私は下流増の問題をただ少く払いたいという考え方もあるだけです。同時にまた一べんにこの負担をして金を出すということになると、金融機関との間で金済払うということになればそうなります。一休そういう際においては、ただ少く払いたいという考え方もあるだけです。

○川上政府委員

これは支払いの方法

合いとなつていくと思うのですが、その際における一つの基準となるものは、これは私の考えですが、送電端によつて負担金を決定する際における一つの要素といいますか、一応基準にすべきだと思うのですが、この点いかがですか。

○川上政府委員

その基準につきまし

ては、私どもの方でもかつていろいろ検討したことがある程度ですが、ただこの法律によりまして、この工事の負担といふこと、それから工事の費用を限度とするということになつておるわけですが、たゞこの法律によりまして、この工事の負担といふこと、それから工事の費用を限度とするということになつておるわけでもございまして、実際問題といたしましては、利益の額を限度とする

○中崎委員

将来、いずれにしてもその電気料金を上げるということには、ただ少く払いたいという考え方もあります。

○中崎委員

私は下流増の問題をただ少く払いたいという考え方もあるだけです。同時にまた一べんにこの負担をして金を出すということになると、金融機関との間で金済払うということになればそうなります。一休そういう際においては、ただ少く払いたいという考え方もあるだけです。

○川上政府委員

これは支払いの方法

か、言いかえれば、将来受ける利益のないかというようなふうに考えておりません。もしこれが非常に大きな額であつて、かつまたどうしても特別なめなどにもなると思ふのであります。

○中崎委員

この電気料金の問題等も

ある意味においての関連性があると思ふが、いろいろ政策上の問題については、一応私の下流増の事務的な問題についての質問はこれをもつて終ります。

○神田委員長

八木昇君。

私は下流増の問題を判断するについては、今後の電源開発の進め方の基本方針、並びに電源開発会社の性格運営の規定をどうするか。それと電力会社との関係、それから電力会社相互間の諸問題、こういうふうな問題についての明確なる方針といふものが打ち出されないと、実を言うと正確なる判断を下し得ない、こういふふうに考えておるものでございまます。ところがその問題について、本日大臣の御出席もありませんので、一応お伺いを本日はいたしてみたいと思います。

○中崎委員

まず最初の点は、今至急にこういう

限度として、その範囲において諸般の事情などを考慮して、これを一べんに負担する金額の決定いかんによっては、必ずしもこれを受けて送電して營業する電力会社のコスト引き上げの理由にならぬのじやないか。従つて電気料の値上げの理由にならぬのじやない

がであります。

○中崎委員

間において協議をすべき一つの基準といふふうに考えており

ます。

○中崎委員

下流増によって受益者が

負担する金額の決定いかんによって

は、必ずしもこれを受けて送電して營業する電力会社のコスト引き上げの理

由にならぬのじやないか。

として下流増のために金融の便をはかるという必要はあるいは起らぬのじやない

がであります。

○中崎委員

間において協議をすべき一つの基準といふふうに考えており

ます。

○中崎委員

下流増の法案を提案されたのですが、

近々のうちに実際に下流増の利益を伴

うような電源開発の実際の地点とい

うものが一体どれだけあるか、そして予想せられておるのほどどこであつて、それらの発電所が実際に完成をし

て運転を開始するというのはいつであるかということについて、まず大まかに御説明をいただいておきたいと思います。

○川上政府委員 大体三十一年度から

三十二年度の終りころまでに完成されまして、そして問題になりそうな地点というのが大体七つございます。たとえば具体的に申し上げますと、群馬県の赤谷川、これは県の発電とそれから東京電力との関係、それから福井県の男鹿川の川治第一、これが東京電力と関係を持つてあります。それから東京の多摩川第一の発電所と下流の東京電力と関係がござります。それから大分県におきまして芦川第一発電所、これと九州電力と関係があります。それから福井県におきましては真名川中島発電所と北陸電力と関西電力、これが二つ関係しております。それから兵庫県としましては、上方で五億八千八百万キロワット・アワー出しますが、これは年間ですが、下の方におきましての下流増が一億八千七十万キロワット・アワーという、これは相当大きな下流増があることになつております。その他御母衣につきましては二億八千三百九十万キロワット・アワー、これは田子倉よりもずっと大きいかいですが、そういう大きな下流増が出るというこになつております。先ほどお尋ねの、じゃこういう大きなところが全体の割合として大体どれくらいのところが全体の割合なんですか

○八木(昇)委員 大よその点の御説明がありましたが、このダムが完成した後の年間の電力量として、さつと計算せられて、下流増利益をどの程度と予想されておるか。キロワット・アワーにしてどのくらいであるか。その中に

おいて田子倉並びに奥見見の占める割合はどうのくらいになるのか。たとえば今の七つの地点で全体として何億キロ

○川上政府委員 これは先ほど実はお尋ねがございまして、全国的な総計で幾らということはまだ計算をやっておるわけなのであります。たとえば田子倉につきまして申し上げますと、

この上の発電所におきまして約五億五百二十万キロワット・アワー、年間に出てるわけなんですが、下の方におきましての下流増が一億八千七十万キロワット・アワーという、これは相当大きな下流増があることになつております。その他の御母衣につきましては二十二万五千キロワットにまでこれを及ぼしたい、こういうようなことがあります。そうしますと、これは私の意見ですが、電力行政についての基本的な方針というものが當面はいまだ問題にならないという状況なのにこれほど問題の法案を立法化する必要があるのかという、その根本趣旨をよくわれわれの納得のいくようになります。この際明快にしていただきたいと思います。

○川上政府委員 なるほど田子倉とかあるいは御母衣とか、そういうところが全体の中で非常に大きなウエートを量的には占めておることは、おっしゃる通りでございます。しかし私ども申しましては、その他の約三十と申上げましたが、いろいろな地点にございまして、いろいろ下流増の問題についてトラブルなり問題があるわけでございまして、しかも来年あるいは再来年完成するものにつきましては、この計画をするときにもうすでにこうい

う問題について大体話し合いがついておりますとなかなか計画もできなさい。また話がつかないと計画が非常に遅らかれるわけです。当初からそういうお考えを持っておられたのか、そう思せられたかという点を明らかにしていただきたい。

○川上政府委員 これは先ほど実はお尋ねがございまして、全国的な総計で幾らということはまだ計算をやっておるわけなのであります。たとえば田子倉につきまして申し上げますと、

○八木(昇)委員 それならば、私一つ問題についてはやはり解消しておいた方がいいというふうに考えておきました。そこには御母衣が設立せられた当初から下流増利益というようなものについて、電源開発会社が設立せられた当初から下流増利益といふ落ちない点があるのは、電力を支出ししめるというような考えがあつたものであるかどうかという点であります。いかにも今になりますと、そういう考えは当初からあつたかのこととく言はれています。それならば今まで開発をせられた地点について今までなぜそういうことが問題とせらるるようになります。それから政府として何らかの法的手段をとるようなことがやられなかつたのであるか。今になって急に思ついたかの

○八木(昇)委員 なるほど田子倉とかあるいは御母衣とか、そういうところが全体の中で非常に大きなウエートを量的には占めておることは、おっしゃる通りでございます。しかし私ども申しましては、その他の約三十と申上げましたが、いろいろな地点にございまして、いろいろ下流増の問題についてトラブルなり問題があるわけでございまして、しかも来年あるいは再来年完成するものにつきましては、この計画をするときにもうすでにこうい

かもしませんけれども、そういうことになつておる点についてどうもふに落ちかねるわけです。当初からそういうお考えを持っておられたのか、そう思せられたかという点を明らかにしていただきたい。

○川上政府委員 この問題につきましては、電源開発会社ができました直後では、電源開発会社ができました直後から問題のありましたことは事実でござります。その時分から下流増返還の問題について、電力業者間にもいろいろ相談をしていたことは事実でござります。ただ、実はその時分に、話がまとまりそろで現実の問題としてはなかなかまとまらないというような問題でございまして、今日まではつきりと、では返還いたしますかといふように相談をしていましたが、私は方では聞こまつていよいよ私も私の方では聞いておるわけでございます。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりことをつけておりました。従いまして、また最近におきましては、だんだん電源開発が進みまして、方々に発電所ができるというような情勢になつて参つておりますので、私どもの方としては、前からこういう法律なりを

ございます。

なお、この問題については電源開発会社ができる以前、すなわち旧日発時代におきましても、法律によりまして下流返還の規定は実はあるわけでございます。

○八木(昇)委員 さらに追及をする点はあとに残しまして、次にはかの問題をお伺いいたします。

実際にこれから下流増利益を受ける電気事業者から工事費を電源開発会社に納めさせる、こういう場合のその工事費の負担額の算定の仕方についてお伺いをいたします。両当事者間において協議をするということを建前としておられるわけなのでありますけれども、法案の立案当局としては、こういうふうなやり方でもってその算出のやり方はしてもらいたいという考え方には、当然立てておられることと思いまして、その点についてお伺いをいたしました。やはり私ども考えて一番困難を感じます点は、なるほど上流にあたりにはオーバ・フローをして水が流れおつた、捨てておつたというような点が非常に少くなってくる。利益を受けていることはこれもあり得ると思う。あり得ると思いますけれども、下流にある発電所は、新しい発電所もある。それで五年後にはその発電所がやめたというような場合、今度はさらによく下流の発電所の建設をやらなければならぬ、こういうふうなことにもなってくる。それからまた現

在のところは全然下流に発電所がないのであるが電力会社が将来下流に発電所を新設するという場合がある。いわゆるダムが違うわけでござります。それぞれ違ったケースに対しても、どういうふうに対処すべきであるかをまずお伺いしたいと存じます。

○川上政府委員 この基準につきましては、私の方としましても一応いろいろ検討してあるわけでございますが、

ととえば一案としましては、ダムの工事費をCといたしまして、それから上流のダムの直結発電所の利益をAとし、それから下流の発電所の増加利益をBといたしますと、上流の直結しておる発電所の負担分は、CかけるAプラスB分のA、それから下流の負担分についても、Aにつきましては、上流発電所の常時換算出力及び換算電力量にそぞれの単価を乗じたものから経費を差し引いた額、それからBにつきましては、下流発電所の常時換算出力及び換算電力量の増加分にそれぞれの単価を乗じたものから、それらの増加を乗ずるために必要な経費を差し引いたもの、こういうような点を考えまして、一応の方程式というようないいは從来からいろいろ業者間におきまして、一応今申し上げましたよ

うな、これはきわめてうつなことを申します。だからもう一つ、現在下流に発電所がないが、電力会社あたりが下流に発電所を新設したという場合、こられるダムができるから、またさらいに新しく発電所をこさえようという場合によりまして今先生からおっしゃいましたように、いろいろなケースがあるわけでございます。そういうケースによりましては、あるはもつと大きくやるべきだといつきましたは、あるいはこれよりもっととく増加利益を算定すべきだとあります。それは先生のおっしゃる通りまして、これは行政指導としてはあまりやりたくないのですが、私はもうそうあと幾ばくも余命がないでござります。そういうケーズにあります。ただそれについてどういう方程式でいくのだという点につきましては、私は私の方ではこまかくはそういうふうなことはどうかと思いますので、やくないのであります。むしろ業者間におきまして過去の例とかあるいは今までにかくやれというようなことは、これは行政指導としてはあまりやりたまじめでござります。むしろ業者間に申しあげました私どもの方の一案とか、そういうようなものをいろいろ参考にして相談して、すなわち協議してきめていただこうというふうに考えておるわけでございます。

○八木(昇)委員 私のお伺いしたかった点は、まだ建設されて間もない新しい下流の発電所は、下流増の利益を受ける期間が将来にわたってずっと長いわけですね。ところがもう何十年も前に建設された下流の発電所は、今後利益を受ける期間は廃止になることがあります。そこで私はやはりその方におきましても大体どの地点に発電所が将来新しくできるであろうといつておきますが、たとえば昭和三十五年に一つの大きなダムをこしらえた。そして電力会社が、その後昭和四十一年ごろ下流にみずから発電所をこしらえたという場合、その場合にももう五年も六年も前に完成してしまった

ものが、もちろんこれは十分調べのついていなうところもたくさんあるわけでござりますけれども、少くとも現在予想しておりますような地点につきましては、

そういうことを計算に入れまして検討をやつておりますので、私はたとい将来におきまして、下の方で新しい発電所ができましても、私はやはり計算に入れてやるべきではないだろうかといふうふうに考えております。

○八木(昇)委員 そういう点はおそらく両当事者間に将来いろいろ問題になつて、そうにわかつに結論は出ない問題だと思ひますが、その点は疑点として残しておきます。

もう一つお伺いしたい点は、工事費の一部を下流の発電所を持っておる電気事業者からくると云うのですが、元々電源開発会社というものをこしらえて、国家的な大きな投資をして、そして電源開発を利害探算はある程度度外考え方に政府がなつたのは、電源開発というのは、一時に巨大な資本が必要とするというところから、こう私は思うのです。そうすれば、すでに下流にあるところの発電所の所有者である電気事業者に、上流ダムの工事費の一部を負担させるといいましても、私は思ひます。その点は、電源開発の一部を田子倉なら田子倉のダムが三百六十億——三百億円なら三百億円の建設資金を要する、それによつて下流の電力会社が下流増の利益を、上のダムが発生する、五億キロワット・アワーのうち二億キロワット・アワー下流が利益を受けるというわけなので相当部分工事費の一部を分担せること、下流の発電所には三百億のダムそのものの建設資金の中、たとえば一割なら一割、三十億を分担させます。この計算がかりにでき上つたといつて

しまして、下流の電気事業者が一時に三十億なんという金を納め得る道理がない。その辺についてはどういう所ができます。私はやはり計算に入れてやるべきではないだらうかといふうふうに考えております。

○川上政府委員 これはやはり法律によりまして当事者間の協議ということになつておりますし、もし私どもの方に話がありまして、役所の方で何とか行政指導なり何なりで仲へ入ってくれの方としましては、そういう多額の金を一べんに払わせるというようなことを一べんに払わせるというようなことにはなるべく避けて、下流増が毎年大体どれくらい出てくるということになりまれば、出てきた年から、あるいは翌年からなしくしに、十年払いあるいは十五年払いということで、だんだん返していくように持つていった方がよくはないかと考えてあります。それは十五年払いということで、だんだん返していくようになりますが、これは結果的に上方の発電所と下の方の発電所との間で、額をどの程度にきめ、支払いの方法はどの程度自分がよくはないかと考えてあります。

○八木(昇)委員 そこはいろいろなケースがあつて一律にはいかぬでしようが、これは結構実際に私の方が仲へ入りまして、そういうふうな行政指導をやりた程度が自分の方としては一番妥当であるということを話し合い、それで話がつかぬときには私が仲へ入りまして、そういうふうな行政指導をやりたときも、それがよくはないだらうかといふふうに考えます。

○八木(昇)委員 そこはいろいろなケースがあつて一律にはいかぬでしようが、これは結構実際に私の方が仲へ入りまして、そういうふうな行政指導をやりたときも、それがよくはないだらうかといふふうに考えます。

○川上政府委員 私は額が非常に大きい場合におきましては、これは先ほど申し上げましたように、一年や二年で一べんに返すということは非常に問題でありますので、なるべく長期で返すように持つていった方がよくはないか、しかもその年その年の利益の中で返していくように持つていった方がよくはないかと考へるわけですが、それは具体的に大体何年ぐらいというふうに考えるかとおつしやいますと、これは非常にむずかしい問題で、個々のケースによってきめるべき問題と思うのですが、大体十年か十五年ぐらいで處理した方がよくはないだらうかと一応考へております。これは深く検討して、じやこういう基準でやるんだ

○八木(昇)委員 そこは、下流の発電所の所有者である電気事業者は、これまたいろいろ資金計画もあって、自分で必要として、そこに発電所なんかを建設したり必要な経費を立てておられる方と、その資金をどのように見まして、非常にその利益が大きいじゃないかといふふうに思ひます。その点、これは下流の発電所の所有者である電気事業者は、とてもこの利益が大きいけれども、それは決して、たゞ社会通念的に見まして、非常にその利益が大きいじゃないかといふふうに思ひます。この場合で定められたいたくべきは、と書いてありますから政策で定められるようになります。その政策で定める場合、これが著しい利益を受けていいんだから除外する、こういうふうな認定をする認定者は一体だれですか。

○川上政府委員 今の問題につきましては、たとえば道路法におきましても、あるいは都市計画法におきましても、やはり著しいという文句が入つておる



につきましては今後にいたしまして、なるべく早くそういう問題を解決したいというように考えておるわけですがござります。従つて下流増の問題も、電源開発促進についての一部の問題ではあるけれども、ほかにもいろいろ問題があつて、そういう問題も私どもとしても早急に解決したいというふうに考えております。

○八木昇委員 これは実は参考人がおいでになつたときに、特に民法上の問題とかその他について論議をされたときにお欠席をしておりましたので、あるいは私聞き漏らしておつて、こういふ問題とかもりませんが、最後に一点だけお伺いしておきます。

というのは、新聞その他の報せられておるところによりますと、最初この法案は、当事者間に話し合いつかなかない場合の処置のやり方について条文が明記してあつた。当然法律としては通常そあるべきである。ところがそれが削られてしまつて、法案としてここに出で参りましたために、ある意味では非常に奇妙な格好になつておるわけです。従つてどうしても両当事者間に話し合ひがつかず、紛争が続くという場合には、これに対する裁定もしくは訴願の規定がないわけですね。そこである法律専門家に私聞いてみました。こういうような法律でどうしても話し合いがつかない場合だとえば電源開発会社が電力会社を相手取つて訴訟を起した場合に金を取れるようになるだろかと聞いたところが、いやそれはやりました。この法律の条文では取れぬでしょうかという話でした。それではどうも、この法律の趣旨に賛成す

るといなとにかくわらず、法律そのものとしての価値というもののについて非常な疑いを私どもは持つます。そこでどうしても話し合ひがつかない、二年も三年も両当事者間で突っぱり合つてどうにもならないという場合には、一體どうするおつもりであるか。このままこれは仕方がない、メイファーズということなのか、何かその場合に効果的な打つ手があるのであるか、その辺のところを一つ明らかにしておいていただきたいと思います。

○川上政府委員 まことに先生のおっしゃる通りであります。法律的には、やはり話がなかなかつかない場合にはおきましてはその金が取れないといふことに相なるわけですが、これは私の方といたしましては、この際は一種の原則といいますか、憲法的規定においてはしなさいということにしましておきました。そして工事費の一部を負担しろ、その後は協議をそれにおきまして、そうして工事費の一元で打ち切られるのでございましたのでございまして、その特殊預金は五万円をもらいまして、その特殊預金は五万円で打ち切られるのでございました。業者といたしまして、戦前の設備については、国から特殊預金の自己資金においてその設備をいたしましたのでございまして、そして戦前に供出した設備については、国から特殊預金の自己資金においてその設備をいたしましたのでございまして、その設備はもはや老朽化いたしまして、その設備は入れかえなければならぬという状態になつておるのであります。むしろ現在の設備は、老朽化したのみならず、非常に幼稚な設備でありまして、現在は非常に優秀なる設備が必要になつて参つたのであります。製品にいたしましても、今まで量において生産されたのでございますが、今後は質において生産しなければなりませんので、大いに技術を要するのでございまして、現存は非常に優秀なる設備が講じられるようなことができるかいなが過剰したとは申しますけれども、かをお伺いしたい。

○阿左美委員 この織維工業設備臨時措置法案に対しましては、業界におきましても非常に賛成しておりますし、私がも適切な法案と考えまして賛成いたしますが、この法律が通過いたしましたので、業界人が今まで努めてきたということは國家の経済にも大いに貢献しておることじやないか、こういふ点でも賛同でございまして、この予算の範囲内において果して業界が救われかかるかということにきわめて疑問を持つものでございます。御承知のように織維工業者は戦争中、國の要請によりまして全部設備を供出したのでございまして、戦後、現在の設備は一切そなへておきましたが、これは私はその資金においてその設備をいたしましたのでございまして、その特殊預金は五万円で打ち切られたのでございました。業者といたしまして、戦前の設備については、国から特殊預金の自己資金においてその設備をいたしましたのでございまして、その設備はもはや老朽化いたしまして、その設備は入れかえなければならない。

現在の設備はもはや老朽化いたしましたのでございまして、現在設備は入れかえなければならぬという状態になつておるのであります。むしろ現在の設備は、老朽化したのみならず、非常に幼稚な設備でありまして、現在は非常に優秀なる設備が必要になつて参つたのであります。製品にいたしましても、今まで量において生産されたのでございますが、今後は質において生産しなければなりませんので、大いに技術を要するのでございまして、現存は非常に優秀なる設備が講じられるようなことができるかいなが過剰したとは申しますけれども、かをお伺いしたい。

○小室政府委員 ただいまの阿左美委員の御質問一々まとことごもつともでございまして、終戦後非常に困難を押して、今まで織布部門も復興して参つたのですが、一面その内容において非常に機械が老朽化している、あるいは近代的でない、能率的でないというような点がございまして、これまで中小型企業に対する補助金も、こういった機械、人組織機などにある程度重点を置いてやつて参つたのであります。

従来中小型企業に対する補助金も、こういった機械が老朽化している、あるいは近代的でない、能率的でないというような点がございまして、その結果として、これらの機械の過剰なもの処理する、またこの内容をできるだけ能率化していくことを置いてやつて参つたのであります。

今回の法律が通りますと、こういう織機の過剰なものを処理する、またこの内容をできるだけ能率化していくことが最大の目的でございまして、そういう際に一億二千万円程度の補助金ではなかなか十分な効果を上げ得ないということは、私どもも承知しております。その資金が現在こだわります。その資金が現在こだわります。そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

○神田委員長 次に織維工業設備臨時措置法案を議題として審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿左美委員、

後の本年度の綿数がどのくらいになりま  
すか、その辺もよくにらみまして、現  
また補助金額や処理るべき機械の台  
数、それから設備等その他いろいろな  
点をにらみ合せまして、必要な金融等  
であつせんしなければならぬという点  
があはできるだけ善処して参りました  
い。こういうふうに考えておる次第で  
ござります。

○阿左美委員 大体において、絹、人  
絹と綿との話し合いは業界におきまし  
て、一億二千万円のうち、七千万円を  
綿に、また五千万円を絹、人絹にとい  
うことについておりますが、五千万円  
の金で絹、人絹の織機を買い上げまし  
て、これが業界のためになるというこ  
とは、全く考えられないのです。

〔委員長退席、小平（久）委員長代  
理着席〕

大体において本年度の絹、人絹の織機  
の買い上げ計画が一応五千台くらいと  
いうことをいつておるのであります  
が、五万台を過剰しておる織機におき  
まして、五千台を買い上げたというこ  
とにつきましては、実際その過剰した  
ところの設備において一割にも当らぬ  
といふような機械を買い上げて、効果  
があるかないかというようなことは、  
きわめて疑問でございます。でき得れ  
ば、本年度においては実際五万台買い  
上げるというような案を立てる必要が  
あるのではないかというふうに考えま  
す。ことに織維製品というようなもの  
は、國民の必要なる生活衣料品でござ  
いますので、長い期間、五年とか七年  
ということになりますれば、これは業  
態が変つて参るのであります。その企  
業整備の計画というものは、そう長年

かかつてこれをやるということはどう  
かと思うのであります。とりあえず現  
在過剰しておるのでありますから、そ  
ういう場合に、やはりこれは即刻にそ  
ういうような過剰した設備を整備する  
ということが必要だらうと思うのであ  
ります。私はどういたしましても本年  
度内にもう少し多数の織機の整備がで  
き得るような方法を講ずる必要がある  
のではないかというふうに考えますと  
きに、どうも現在の予算面ではどうに  
もならぬ。そこで一つ御考慮をいただ  
きまして、何とか整備において融資の  
道を開いていただきたいということを  
私は強く要望するわけであります。こ  
れは局長にお願いをいたしましてもな  
かなか無理かもしれないと思うのであり  
ますが、やはりこの法案の審議に当たり  
ましていろいろまた大臣にもお願いを  
いたしまして、こういうような法案を  
通過させる上におきましては、どうし  
ても予算面におきまして何とか御心配  
をいただきなかつたならば、せっかく  
の法案もやはり効果がないじやない  
か、こういうふうに考えますので、本  
日は時間も非常に過ぎておりますか  
ら、後日大臣の出席のときいろいろ  
またお願いをすることにいたしました  
て、本日はこれをもつて私の質問は打  
ち切ることにいたします。

○小平（久）委員長代理 本日はこの程  
度にとどめます。

次会は明二十七日午前十時より開会  
することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会